

4. バーゼル法について

(1) 廃棄物等の不適正な越境移動の防止について

越境移動を伴う有害廃棄物等が環境上適正に管理されることを目的とするため、1992年に「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が発効された。本条約は、有害廃棄物の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付けるものである。本条約の担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、いわゆるバーゼル法は、条約の発効と同年の1992年に制定され、30年が経過した。この間、リサイクル目的での廃電子基板や使用済み鉛蓄電池の取引量が急増し、我が国から輸出された貨物が不法貨物として返送される事例の増加や、輸入における手続きの長期化など、輸出入の双方において、現行法における様々な課題が顕在化し、こうした課題を解決するために、平成29年に法改正が行われ、平成30年10月1日より改正バーゼル法が施行された。

また、令和元年に開催された、第14回バーゼル条約締約国会議において、リサイクルに適さないプラスチックの廃棄物を条約の規制対象とする決定がなされ、改正附属書が令和3年1月1日に発効し、これ以降、プラスチックの廃棄物の輸出入が国際的に規制されることとなった。

国内では、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づき、有害廃棄物等の越境移動を規制しているところであり、当該附属書の改正についてはバーゼル法省令改正（令和3年1月1日施行）及び規制対象の該非判断基準策定（令和2年10月1日公表）により対応した。

(2) バーゼル法の運用について

① 不適正輸出等の取締りに係る情報提供等のお願い

廃棄物等の不適正輸出等を未然に防止するために、環境省と地方自治体との連携した対応が不可欠であるところ、各都道府県・政令市においては、環境省（地方環境事務所）

から個別の事案につき情報提供があった場合には、廃棄物処理法に基づく厳正な対応をお願いしたい。また、排出事業者及び処理事業者に関する情報提供の依頼が環境省（地方環境事務所）からあった場合にも、可能な範囲で協力をお願いしたい。また、都道府県・政令市において、廃棄物等の不適正輸出に関与していると思われる排出事業者、処理事業者等を覚知した場合には、環境省（地方環境事務所）へ情報提供いただき、可能な範囲で合同立入りや指導等の協力・連携をお願いしたい。特に前述した雑品スクラップの不適正輸出の防止に当たっては、平成 29 年の廃棄物処理法改正において新たに規定した「有害使用済機器」の届出等の情報が重要となってくることから、密な情報共有・連携をお願いする。また、令和 3 年 1 月 1 日からプラスチックが新たにバーゼル条約の規制対象に追加されたことの影響についても注視していただきたい。

② 再生利用等事業者等の環境法令の遵守状況に関する情報提供について

平成 29 年のバーゼル法改正によって新設された「再生利用等事業者」等の認定審査においては、廃棄物処理法等の環境法令の遵守状況の確認が重要となっている。認定申請者の環境法令の遵守状況について環境省（地方環境事務所）から情報提供の依頼があった場合には、可能な範囲での御協力をお願いしたい。

③ バーゼル法等説明会に関する周知の御協力のお願い

環境省は、経済産業省と協力し、輸出入事業者等を対象とした「バーゼル法等説明会」を毎年度行っており、令和 4 年度も全国での開催を予定している。開催日程及び場所等の詳細については、環境省ウェブサイトにおいて周知することとしている。

各都道府県・政令市においては、担当者の理解向上のため、このような機会を積極的に活用いただくとともに、廃棄物等の適正な輸出入の推進に向け、関係者への周知に引き続き御協力をお願いしたい。

5. 昨今の廃プラスチック類等の処理状況

（１）外国政府による廃棄物の輸入規制について

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類については、年間約 800 万トン程度が排出されているところ、平成 29 年末の中華人民共和国を始めとする外国政府による使用済プラスチック等の輸入禁止措置以前は、年間約 140 万トン程度のプラスチックくずが資源として輸出されていたが、平成 30 年の輸出量は約 100 万トン程度に低下し、バーゼル条約改正附属書発効後の令和 3 年の輸出量は約 60 万トン程度であった。国内で処理される廃プラスチック類等の量が増大したことにより、平成 30 年時点で、国内の廃棄物処理施設が逼迫し、廃プラスチック類及び関連する廃棄物の処理に支障が生じるとの声が産業廃棄物処理業者から寄せられていた。

（２）廃棄物輸入規制等を受けた国内の状況

令和 4 年 4 月 21 日に公表した第 6 回目の「国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査結果」では、自治体からの回答により、前回調査時点の令和 2 年 11 月末以降、令和 3 年 10 月末時点において、諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類の不法投棄事案（投棄量 10t 以上）は、確認されなかったが、保管上限の超過による保管基準違反が 13 件確認された。また、産業廃棄物処理業者からの回答により、産業廃棄物に係る廃プラスチック類処理施設の、稼働率、保管率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、大きく低下していたが、その後上昇し、令和 3 年 10 月末時点では、輸入禁止措置直前（平成 29 年末）の水準に戻っていたことが確認された。廃プラスチック類処理施設の処理量、稼働率、保管率の変化次第では、今後も廃プラスチック類の適正処理に支障が生じる、あるいは廃プラスチック類の不適正処理事案が発生する可能性は否定できないため、今後も状況を注視していくことが必要である。

なお、バーゼル条約附属書改正等を受けた廃プラスチック輸出入の動向や、新型コロ

ナウウイルス感染拡大の状況等も踏まえながら、今後も必要に応じて、廃プラスチック類の処理のひっ迫状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体を含めた情報共有を進めていくので、御協力をお願いしたい。

また、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたところであり、令和3年度に大幅に拡充されたプラスチック高度リサイクル設備等の導入に対する補助事業も活用しつつ、包括的にプラスチック資源循環体制を強化していくこととしている。各都道府県・政令市においては、プラスチックの資源循環の促進に向けた施策への御理解・御協力をお願いする。

(3) これまでの対応状況

① 「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」の発出

(1) に示したような状況を踏まえ、令和元年5月20日付けで「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」（環循適発第1905201号・環循規発第1905201号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を発出した。当該通知において、第一として広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化について、以下のとおりお示ししているので、特に留意いただきたい。

従前より、一部の自治体において、事前協議制等により域外からの産業廃棄物の搬入規制を事実上行っている場合が見られるが、これに起因して産業廃棄物の処理が滞留したり、不法投棄等の不適正処理が生じたりすることにより、結果的に生活環境の保全上の重大な支障を生じるおそれがある。このような廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により要請してきたところである。

特に廃プラスチック類については、国内における処理がひっ迫している状況に鑑み、広域的な処理の円滑化及び不適正処理の防止のため、これらの搬入規制の廃止、緩和を速やかに実施されたい。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたい。

また、第二として、排出事業者責任の徹底について記載している。廃プラスチック類の処理に関しては、令和3年10月末時点の調査においても、処理コストが増加傾向にあるものの、処理業者からは、廃プラスチック類の適正な処理料金の反映ができてないとの声も上がっているところである。

各都道府県・各政令市におかれては、処理業者だけではなく、排出事業者に対しても廃プラスチック類の処理の状況を勘案し、分別の徹底及び適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について指導されたい。

さらに、第三として、不法投棄監視強化についてお願いしているが、各都道府県・政令市においては、引き続き、廃プラスチック類の不法投棄が発生しないよう普及啓発や不法投棄等の監視に努めていただくとともに、外国政府による廃棄物の輸入規制の影響等により発生した可能性のある廃プラスチック類の不法投棄等の事案が確認された際には、速やかに環境省に御一報頂きたい。

② 廃プラスチックの保管上限の変更に係る省令改正

増加傾向にある廃プラスチック類の受入れ先の確保とその適正保管を両立させるため、優良認定業者が、処分又は再生のために廃プラスチック類を保管する場合は、その保管上限を従前の2倍とする制度改正を令和元年9月4日付けで公布し、同日施行した（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年環境省令第5号））。改正内容の詳細については、翌9月5日付けで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（環循規発第19090513号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を発出しており、こちらを参照されたい。

6. 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について

(1) 水銀廃棄物の処理について

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成 29 年 8 月に発効した。

水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物処理法施行令の改正を行い、廃水銀等の特別管理廃棄物への指定等については、平成 28 年 4 月より施行され、廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準、廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については、平成 29 年 10 月に施行された。改正政省令等に基づく適切な運用に活用いただくため、環境省ではガイドライン及びリーフレットを作成しており、さらにガイドラインは廃水銀等処理物の埋立処分方法に関する技術的事項の具体化等を行って、令和 3 年に第 3 版を公表したので御参照いただきたい。

また、医療機関等に退蔵された水銀血圧計等の回収を促進するため、平成 27 年度から回収マニュアルを活用した回収事業の全国展開を促進しており、平成 29 年度からは、それまでの医療機関に加え、教育機関等の回収事業も促進している。令和 4 年度も医療機関や教育機関等からの回収に関して、問合せ対応や計画策定の助言等を行う窓口を設置するなど回収促進事業を引き続き実施しているので、排出事業者等に御活用いただけるよう周知に御協力いただきたい。

また、令和 2 年末から水銀を使用した製品等の製造や輸出入の制限が開始されたことに伴い、国内で最終処分せざるを得ない廃水銀等が発生することが想定され、環境省としては、廃水銀等処理物の最終処分場が確保されることが重要と認識している。今後、貴管内の廃棄物処理業者で廃水銀等処理物の最終処分場の設置について関心を示している事業者がいれば、積極的に相談にのっていただくようお願いしたい。水銀廃棄物対策について、引き続き、御協力をお願いしたい。

<参考資料>

- ・水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>

- ・廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（お知らせ）

<https://www.env.go.jp/press/101621.html>

- ・水銀廃棄物関係（ガイドライン、マニュアル・リーフレット等）

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

（２）石綿を含む廃棄物の処理について

廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適正に処理するためには、法令の趣旨を十分に理解し、遵守することが必要である。特に石綿含有廃棄物は、今後、建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想され、これらの石綿含有廃棄物等を滞ることなく処理を進めることはもちろんのこと、処理の過程で石綿を飛散させない適切な対策と十分な管理を行うことが重要である。

石綿を含む廃棄物に関連する動向としては、令和２年１１月以降に判明した石綿を含有する家庭用品（バスマット及びコースター等）の廃棄物については、令和３年１月２９日付け「石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について（通知）」（基安化発 0129 第１号・環循適発第 2101291 号・環循規発第 2101297 号）において処理方法等を示したので、指導等において御参照いただきたい。

また、令和２年に大気汚染防止法が改正され、その中で石綿含有仕上塗材の作業基準が新たに設けられたことに伴って、その廃棄物の取扱い等を検討し、石綿含有仕上塗材の廃棄物が石綿含有廃棄物に区分されることを明確化する等の改定を行って、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」を令和３年３月に公表した。

各都道府県・政令市におかれては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」に則し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るとともに、平成 20 年 5 月 16 日付け「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について」（環廃産発第

080516001 号) に基づき実効性ある立入検査を実施されたい。

なお、廃棄物処理法に基づく石綿の無害化処理認定事業者数は令和4年6月時点で2事業者となっており、各都道府県・政令市においては、これらの施設に関する情報について排出事業者等に提供いただくなど、石綿を含む廃棄物が適正に処理されるよう指導をお願いしたい。

<参考資料>

- ・環境省ウェブサイト「石綿含有廃棄物等関係」

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/index.html>

(3) 感染性廃棄物の処理について

感染性廃棄物の処理については、その適正な処理を確保するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を作成している。「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画（平成28年2月9日）」に基づいた、国際的に脅威となる感染症の感染が国内で確認された場合の対応方法の記載や感染症法の改正等への対応等のため、平成30年3月に同マニュアルを改訂し、各都道府県・政令市や関連団体に周知している。

各都道府県・政令市におかれては、引き続き関係者に周知いただくとともに、感染性廃棄物の適正処理の確保を徹底していただくようお願いしたい。

なお、新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物の処理については、「新型コロナウイルスの感染拡大を受けた環境省の対応」で詳細に記述している。

<参考資料>

- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月改訂）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

（４）廃棄物処理における新型インフルエンザ対策について

廃棄物の処理は国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、国内において新型インフルエンザが流行した場合にあっても、その事業を継続し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うことが求められる。新型コロナウイルス関連の対応として、廃棄物処理における対策は「新型コロナウイルスの感染拡大を受けた環境省の対応」で詳細に記述しているところであるが、新型インフルエンザ対策についても引き続き講じられる必要がある。

環境省では、平成 21 年 3 月に「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定し、各都道府県・政令市へ通知した。また、廃棄物処理事業者による事業継続計画の作成について十分な取組がなされていない状況に鑑み、平成 23 年 8 月には、事業継続計画の作成を改めて促すため、新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例を作成し、各都道府県・政令市へ送付した。

各都道府県・政令市におかれては、管轄下の廃棄物処理事業者に対し、引き続き事業継続計画の策定についての指導、策定状況の把握等に努めるようお願いしたい。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員（感染性産業廃棄物の処理業者を含む。）、対策実施に携わる公務員が優先的に予防ワクチンの接種を受けられるよう特定接種への登録を行うことができる。特定接種管理システムによって登録事業者の登録申請・変更申請、情報管理がなされており、初めての登録が平成 29 年度に完了し、平成 30 年度には、登録事業者を管轄する都道府県・市区町村にその変更申請内容の確認を行っていただいたところ。令和元年 11 月から新規登録申請、変更申請の受付が再開されたので、引き続き登録内容の確認等をお願いしたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、「新型コロナウイルスの感染拡大を受けた環境省の対応」で詳細に記述している。

<参考資料>

- ・ 特定接種の概要

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108816.pdf>

- ・ 特定接種管理システム

<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/logonPage.do>

（５）残留性有機汚染物質（ＰＯＰｓ）廃棄物の処理について

残留性有機汚染物質（以下「ＰＯＰｓ」という。）を含む廃棄物については、これまで、適正処理に関する技術的留意事項を策定し、各都道府県・政令市の御協力を得ながら適正処理を進めている。令和元年に開催されたストックホルム条約第９回締約国会議（ＣＯＰ９）において、ジコホル並びにＰＦＯＡ（ペルフルオロオクタン酸）とその塩及びＰＦＯＡ関連物質（以下「ＰＦＯＡ等」という。）が追加されるなど、近年においても規制対象物質の範囲が拡大してきている。

こうした国際的な動向も踏まえ、環境省ではＰＯＰｓを含む廃棄物の処理の在り方を検討している。令和２年度からは、ＰＯＰｓに指定されている臭素系難燃剤を含有する廃棄物の適正処理に関する技術的留意事項の検討を進めており、今後当該技術的留意事項の発出を予定している。また、ＰＦＯＡ等については、令和３年１０月から製造・使用等が規制されており、現在、ＰＦＯＡ等を含有する廃棄物の適正処理に関する技術的留意事項の検討を進めている。引き続き、適正処理に関する指導をお願いしたい。

<参考資料>

- ・ 残留性有機汚染物質（ＰＯＰｓ）廃棄物に関する技術的留意事項

① ＰＯＰｓ 廃農薬の処理に関する技術的留意事項（平成 21 年 8 月）

② ＰＦＯＳ 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（平成 23 年 3 月）

https://www.env.go.jp/recycle/pops/guideline/pops_ryuijiko.html

（６）廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第２版）について

環境省では、排出事業者が処理業者に対して産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の適正な提供に資するため、平成 18 年に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定し、平成 25 年 6 月には同ガイドラインを見直し、廃棄物データシート（WDS）の記載内容の見直しなどを行ってきた（「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）について」（環廃産発第 1306063 号））。本ガイドラインについて、引き続き、事業者、処理業者等の関係者に広く周知するとともに、廃棄物情報の適正な提供について指導の徹底をお願いしたい。

また、平成 29 年 2 月の中央環境審議会意見具申において「特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDS において具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。」とされたところであり、廃棄物の処理過程における事故の防止と適正処理の確保に向けた情報伝達の制度的在り方について検討を進めている。

<参考資料>

- ・廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

（７）リチウムイオン電池の適正排出について

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が廃棄物となった際に適切に排出されず、破碎等を行う中間処理施設で衝撃が加わった際に発火し、火災事故等の原因の一つとなっている。リチウムイオン電池の普及に伴い、こうした事故の発生が増加している。

火災事故等の発生防止のため、不要になったリチウムイオン電池及び電池使用製品は、事業場や工場では適切に分別して、処理が可能な産業廃棄物処理業者に委託する必要がある。具体的には、リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時には、「無理に外さな

い」、「他の廃棄物と混ぜない」、「ぬらさない」、「電池の端子部分を露出させない」ことが重要であり、環境省では、電動工具、充電式家電等の事業活動で 사용되는ことの多い電池使用製品の具体例等を示しつつ、分別して適切に排出していただくよう呼びかけるポスター及びチラシを作成したところであり、各都道府県・政令市におかれては、排出事業者への指導等に当たり、これらの広報資料を活用いただきたい。

また、環境省では、令和4年3月に、市区町村におけるリチウム蓄電池等に起因する発煙・発火対策等を整理した「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」を取りまとめている。これは、事業活動に伴って排出されるリチウムイオン電池・電池使用製品の取扱いにおいても参考になるものと考えられることから、併せて活用いただきたい。

<参考資料>

- ・リチウムイオン電池関係

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

（８）使用済太陽光発電設備の廃棄について

使用済太陽光発電設備を廃棄する場合には、資源循環の観点からリユース、リサイクルを推進することが望まれるが、使用済太陽電池モジュール等の最終処分に当たっては、一般的には、産業廃棄物の品目である「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の混合物として取り扱われる。太陽電池モジュールは電気機械器具に該当することから、埋立処分する場合には、廃プラスチック類を最大径おおむね 15 センチメートル以下になるよう破碎等を行った上で、管理型最終処分場に埋め立てることが必要である。また、太陽電池モジュールを構成している太陽電池セルは、太陽光が当たることにより電圧が生じ、感電するおそれもあることから、各都道府県又は政令市にあつては、これらに留意することなど、排出事業者又は産業廃棄物処理業者を適切に指導・監督されたい。

なお、これらの詳細については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガ

イドライン（第2版）」（平成30年）を参照されたい。

＜参考資料＞

- ・「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第2版）」（平成30年）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

（9）クリアランス物の保管・処理計画等に係る情報管理システムについて

原子炉等規制法等において、放射能濃度が一定の基準を超えないことの確認を受けた物は、放射線による障害の防止のための措置を必要としない物（以下「クリアランス物」という。）とされ、クリアランス物は廃棄物処理法における「放射性物質及びこれによって汚染された物」でないものとなる。クリアランス制度の適正かつ厳格な運用のため、環境省ではそのトレーサビリティを確保することとしており、関係する行政機関との緊密な連携等の観点から、令和3年3月に、政府共通NW/LGWAN掲示板システムにクリアランス物の情報を掲載したところである。その旨を「クリアランス物の保管・処理計画等に係る情報管理システムについて」（令和3年3月26日付け環循規発第2103261号環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）により周知したので、御確認の上、必要に応じてシステムを御参照いただきたい。

7. 2050 年カーボンニュートラルについて

(1) 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて

我が国の 2019 年度の温室効果ガスの排出量は、11.50 億トン CO₂ 換算（2013 年度比マイナス 18.4%）であり、このうち廃棄物分野は 3,968 万トン CO₂ 換算と全体の 3.5%を占めているが、2013 年度と比べてマイナス 1.2%にとどまっている。削減が進んでいない主な要因としては、廃棄物分野の 8 割弱を占める焼却に伴う CO₂ の排出が増加傾向にあることが挙げられるが、焼却の内訳としては、単純焼却の割合が減少して、エネルギー利用を伴う焼却（エネルギーとして利用された廃棄物及びエネルギー回収を伴う廃棄物焼却）の割合が増加しており、焼却に伴う熱回収は増加傾向にある。

こうした中、令和 2 年 10 月に、菅内閣総理大臣（当時）が、2050 年までに我が国の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラル宣言を行った。また、令和 3 年 4 月には、菅内閣総理大臣（当時）から、「2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46%することを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。」との発言があったことから、2030 年度に向けても更なる排出削減が求められている状況にある。これを受けて、廃棄物・資源循環分野の 2050 年 GHG 排出実質ゼロ達成に向け、対象とする GHG 排出の範囲や GHG 削減対策の実施に当たっての基本的な考え方を整理し、今後、政府・地方自治体・民間企業・NGO/NPO・国民等の各主体が取り組むべき方向性を明らかにすることを目的に、「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」を作成し、令和 3 年 8 月に公表した。

中長期シナリオ（案）では、廃棄物・資源循環分野は、従来、3R・熱回収を通じて温室効果ガス排出・エネルギー消費量の削減に貢献してきており、引き続き、貢献が可能なとした上で、実質排出ゼロ化を目指すために、主に炭素を含む物質の焼却・埋立の最小化による GHG 排出量の削減だけではなく、生産過程のエネルギー消費量削減、原料のバイオマス化を含む素材転換、処理過程の再生可能エネルギーへのシフトを進めていくこ

とで、脱炭素社会の実現に幅広く貢献する、「3R+Renewable」を基盤とした資源生産性向上による脱炭素化を図ることとしている。

シナリオ分析の結果、2050 年において、廃棄物処理施設（焼却施設・バイオガス化施設等）からの排ガス等の中の炭素の大半がバイオマス起源となり、廃棄物処理施設で CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）を最大限実装できれば、ネガティブエミッションにより廃棄物・資源循環分野の実質ゼロ、さらには実質マイナスを実現できる可能性があることが示唆されたが、同時に、これまでの計画等の延長線上の対策では不十分なことが明らかとなった。このため、技術、制度面での対策のみならず、関係者が一丸となり、相当な野心を持って取り組む必要がある。

例えば、重点対策領域の 1 つとして、温室効果ガスの排出量が多い素材である、廃プラスチック、廃油等が挙げられている（廃棄物分野の排出量約 4,000 万トン CO₂ 換算のうち、それぞれの焼却に伴う CO₂ 排出量は、約 1,500 万トン、約 1,000 万トン）。これらは産業廃棄物としての排出量も多く、廃プラスチックについては、本年 4 月から施行されたプラスチック資源循環法に基づき、ライフサイクル全般での 3R+Renewable を促進することとしている。また、廃油については、後述する「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」により、脱炭素に資するリサイクルに取り組んでいくこととしている。各都道府県・政令市においても、地域脱炭素への貢献という観点も考慮し、産業廃棄物処理の脱炭素化に向けた取組に御理解・御協力をお願いする。

なお、公益社団法人全国産業資源循環連合会は、産業廃棄物処理業における低炭素社会実行計画において、産業廃棄物の焼却、最終処分及び収集運搬に伴う温室効果ガス排出削減目標について、2030 年度は 10%削減（2010 年度比）することとし、2050 年度目標のあり方・方向性については計画全体の進捗状況による検討を行うとしている。

<参考資料>

- ・廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)（令和 3 年 8 月 5 日開催 中央環境審議会循環型社会部会（第 38 回） 資料

1)

https://www.env.go.jp/council/03recycle/post_217.html

（２）廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

熱回収（燃焼の用に供することができる廃棄物を、熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）に関しては、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 7 条第 3 号において、再使用及び再生利用がなされないものであつて熱回収できるものは熱回収がなされなければならないとされている。

これを踏まえ、廃棄物処理施設からの一層の熱回収を促進することにより、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現することを目的として、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者（市町村を除く。）のうち、廃棄物の焼却時に一定基準以上の熱回収を行う者が都道府県知事又は政令市長の認定を受けることができることとした。熱回収施設設置者として認定を受けた者（以下「認定熱回収施設設置者」という。）は、環境省令で定める熱回収施設の技術上の基準及び者の能力の基準を満たした施設として公的に評価されることとなり、これにより、熱回収に係る意識の高い排出事業者が認定熱回収施設設置者への処理委託を行うケースが増加し、認定熱回収施設設置者の経営面での付加価値の向上に資する効果が期待される。令和 3 年 8 月現在、19 事業者が熱回収施設設置者の認定を受けている。

各都道府県・政令市におかれては、平成 23 年 2 月 4 日付け「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（環廃対発第 110204005 号、環廃産発第 110204002 号）及び「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」を参照の上、認定をお願いしたい。なお、今般、認定の取得の促進を図るため、熱回収の実績を有しない施設についても認定ができることとし、マニュアルを改訂したので、令和 4 年 3 月 25 日付け「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアルの改訂について（通知）」（環循適発第 2203255 号、環循規発第 2203255 号）を参照されたい。

<参考資料>

- ・廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

- ・廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html>

(3) 廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業について

環境省では、地球環境の保全及び循環型社会形成に資することを目的に、高効率な廃熱のエネルギー回収や廃棄物燃料製造、廃棄物燃料受入れのための設備を導入して、地元自治体と災害廃棄物受入れ等に関する協定を結ぶことで、地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域活性化や地域外への資金流出防止等の複数の政策目的を達成する事業支援する「廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業」を令和2年度から実施している。

補助対象となり得る優良な事業計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。また、地域脱炭素や地域循環共生圏に係る動向を踏まえつつ、優良な事業の形成に向けて、産業廃棄物処理業者と、産業廃棄物の排出事業者及び熱・電気の利用者等との連携の働きかけ等を行っていただきたい。

<廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業>

- ・対象者 民間事業者等
- ・対象事業 廃棄物処理業低炭素化促進事業
 - ① 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置・改良
 - ② 廃棄物由来燃料製造施設及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良
- ・補助額 対象経費の1/3

- ・スケジュール 令和4年度事業は5月30日に公募終了。

（４）脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業

環境省では、脱炭素社会構築に資する資源循環システム構築の加速化を図るため、化石由来資源について再生可能なバイオマスプラスチックや紙などへの代替及びプラスチック等のリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を推進している。本事業では、化石由来資源の代替素材及びリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備について、試作品の製作・評価などの手法により、製造工程及びリサイクル工程等の省CO₂化を図るとともに、代替素材の普及に対する技術的課題の解決を図るなど、事業化に向けて必要な実証を行っている。

カーボンニュートラルの実現に向けて、各分野で脱炭素技術の導入が進んでいるところであるが、航空分野ではジェット燃料の脱炭素化が必須となっている。しかしながら、航空機は電化が非常に困難であるため、液体燃料のカーボンニュートラル化が必要であり、再生可能又は廃棄物を原料とする、持続可能な航空燃料（SAF）の導入拡大が喫緊の課題となっている。また、廃油（特に鉱物油である、溶剤及び潤滑油）については、一部で再生重油として熱回収が行われているものの、依然として単純焼却されているものも多いことから、温室効果ガスの排出削減に資するマテリアルリサイクルを促進していく必要がある。

このため、令和4年度から、①廃棄物等バイオマスを用いた省CO₂型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会実装化実証事業及び②廃油のリサイクルプロセス構築・省CO₂化実証事業を対象事業に追加した。

対象となり得る優良な事業計画がある場合には、本事業の周知をお願いする。

＜脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業＞

- ・対象者 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- ・対象事業

① 廃棄物等バイオマスを用いた省CO₂型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会

実装化実証事業

② 廃油のリサイクルプロセス構築・省 CO2 化実証事業

- ・事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1／3、1／2）
- ・スケジュール

委託事業の二次公募は 7 月 1 日に終了。三次公募は予算の範囲内で行われる見込み。

補助事業の二次公募は 7 月 14 日に終了。三次公募は予算の範囲内で行われる見込み。